

河合町議会会議録

平成30年 9月6日 開会

河合町議会

平成30年第3回（9月）河合町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（9月6日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	5
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○町長の挨拶	6
○会議録署名議員の指名	7
○議席の変更	7
○会期の決定	7
○付議事件の一括提案理由の説明	8
○議案第18号の質疑、討論、採決	17
○議案第19号の質疑、討論、採決	18
○議案第20号の質疑、討論、採決	20
○議案第21号の質疑、討論、採決	21
○承認第35号の質疑、討論、採決	22
○議案第10号から議案第17号、議案第22号の委員会付託	23
○認定第1号から認定第9号の委員会付託	23
○マナーアップ基本条例特別委員会委員の選任について	25
○散会の宣告	26
○署名議員	27

河合町告示第 33 号

平成 30 年第 3 回（9 月）河合町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 30 年 8 月 30 日

河合町長 岡 井 康 徳

1 期 日 平成 30 年 9 月 6 日

2 場 所 河合町役場第 3・4・5 会議室

平成30年9月6日（木曜日）

（第1号）

平成30年第3回（9月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

平成30年9月6日（木）午前10時01分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議席の変更について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第19号 河合町税条例等の一部改正について
- 日程第 6 議案第20号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第21号 奈良県葛城地区城清掃事務組合理約の変更について
- 日程第 8 承認第35号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）
- 日程第 9 議案第10号 平成30年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第11号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第12号 平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第13号 平成30年度河合町下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第14号 平成30年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第14 議案第15号 平成30年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第15 議案第16号 平成30年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 日程第16 議案第17号 河合町議会議員及び河合町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第22号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議について
- 日程第18 認定第 1号 平成29年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について（別冊）
- 日程第19 認定第 2号 平成29年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて（別冊）

日程第 20 認定第 3 号 平成 29 年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定
について（別冊）

日程第 21 認定第 4 号 平成 29 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決
算認定について（別冊）

日程第 22 認定第 5 号 平成 29 年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て（別冊）

日程第 23 認定第 6 号 平成 29 年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出
決算認定について（別冊）

日程第 24 認定第 7 号 平成 29 年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
（別冊）

日程第 25 認定第 8 号 平成 29 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認
定について（別冊）

日程第 26 認定第 9 号 平成 29 年度河合町水道事業会計決算認定について（別冊）

日程第 27 マナーアップ基本条例特別委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 27 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

2 番	大 西 孝 幸	3 番	清 原 和 人
4 番	馬 場 千 恵 子	5 番	吉 村 幸 訓
6 番	岡 田 康 則	7 番	森 尾 和 正
8 番	池 原 真 智 子	9 番	西 村 潔
10 番	疋 田 俊 文	11 番	谷 本 昌 弘
12 番	中 尾 伊 佐 男	13 番	辻 井 賢 治

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により出席した者

町長	岡井康徳	副町長	東正次
教育長	竹林信也	企画部長	澤井昭仁
総務部長	福井敏夫	福祉部長	門口光男
住民生活部長	堀内伸浩	教育部長	井筒匠
企画部次長	森嶋雅也	総務部次長	上村豊
福祉部次長	杉本正範	住民生活部長	木村光弘
まちづくり 推進部次長	中山雅至	教育部次長	上村欣也
安心安全 推進課長	阪本武司	総務課長	上村学
財政課長	上村卓也	税務課長	浮島龍幸
住民福祉課長	中野雅史	保健スポーツ 課長	中野典昭
特命担当課長	梅野修治	住民生活課長	上村英伸
地域活性課長	福辻照弘	上下水道課長	石田英毅
生涯学習課長	小槻公男		

欠席者

社会福祉課長 佐藤桂三

会議に従事した事務局職員

調整員 高根亜紀

開会 午前10時01分

◎開会の宣告

○議長（疋田俊文） それでは、皆さん、おはようございます。

本日、告示第33号をもって、平成30年第3回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

よって、平成30年第3回定例会は成立いたしましたので開会します。

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより、本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳）

○町長（岡井康徳） 本日、第3回9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご多忙中にもかかわらずご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

本日は、議案第10号から議案第21号までの12議案、同意第1号から同意第2号の2同意、諮問第1号の1諮問、承認第35号の1承認、認定第1号から認定第9号までの9認定、合計25案件及び追加議案として、議案第22号の1議案、合計26案件を提出させていただいております。後ほど副町長から議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議をいただきまして、ご決定賜りますことをお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、4番、馬場千恵子議員、5番、吉村幸訓議員を指名します。

◎議席の変更

○議長（疋田俊文） 日程第2、議席の変更を行います。

議席は、会議規則第3条3項の規定により、議長において変更し、ただいまの着席のとおり指定いたします。

◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第3、会期の決定を議題とします。

8月30日と本日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、西村 潔議会運営委員長より、会期等についてを報告願います。

○9番（西村 潔） 議長。

○議長（疋田俊文） 西村委員長。

○9番（西村 潔） それでは、報告いたします。

去る8月30日及び本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は、本日9月6日より9月20日までの15日間といたします。

次に、会期の日程でございますが、本日6日、18日、19日一般質問、それぞれ10時から。決算審査特別委員会は12日及び13日、いずれも10時から。総務常任委員会は10日、10時から、厚生常任委員会は11時から、経済建設常任委員会は午後1時半から行います。本会議最終日は20日、10時からでございます。

本日の議事日程につきましては、議案第10号から議案第22号の13議案、承認第35号の1承

認、認定第1号から第9号の9認定、マナーアップ特別委員会委員の選任についてを本日一括上程し、逐条審議したいと思います。

なお、同意第1号、第2号の2同意、諮問第1号の1諮問の人事案件が提出されておりますが、最終日に審議いたしたいと思います。また、任期満了による選挙管理委員及び補充員の選挙についても、最終日に審議いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、会期は、委員長報告のとおり、本日6日より20日までの15日間と決定します。

◎付議事件の一括提案理由の説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より議案第10号より第22号までの13議案、同意第1号、第2号の2同意、諮問第1号の1諮問、承認第35号の1承認、認定第1号から認定第9号の9認定について、提案理由の説明を願います。

○副町長（東 正次） 議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 東 正次）

○副町長（東 正次） それでは、平成30年9月定例会に提出いたされました議案第10号から議案第21号までの12議案、同意第1号から同意第2号の2同意、諮問第1号の1諮問、承認第35号の1承認、認定第1号から認定第9号までの9認定、合計25案件につきまして、順次ご説明いたします。

議案第10号 平成30年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2,571万4,000円を追加し、予算総額を74億6,265万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。

10ページをお開き願います。

2款総務費、1項総務管理費1,196万5,000円の増額につきましては、財源調整による財政調整基金積立金の増額となっております。

2款総務費、2項町税費158万3,000円の増額につきましては、地方税の共通納税システム導入に伴う経費を増額するものです。

次に、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費391万円の増額につきましては、マイナンバーカード等の記載事項充実に伴い、住民基本台帳システムの改修を行うものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費31万4,000円の増額につきましては、国民年金システム改修費を増額するものです。

次に、6款農林商工費、1項農業費100万8,000円の増額につきましては、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動を積極的に推進するために農地利用最適化交付金が新設されまして、現在の交付に上乗せして支給することとなっていることから、所要の経費を増額するものでございます。

次に、8款消防費、1項消防費では、非常備消防費で、消防隊員退職報償金の714万9,000円を増額するものです。また、災害対策費100万円の増額につきましては、さきの大阪北部地震でブロック塀の倒壊による死亡事故があったことから、通行人の安全確保のために撤去する工事に対する補助を行うものでございます。

12款諸支出金、2項特別会計繰出金121万5,000円の減額につきましては、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正に伴う財源調整として、特別会計繰出金を減額するものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。

13款国庫支出金、2項国庫補助金で441万円の増額。同じく13款国庫支出金、3項国庫委託金で31万4,000円の増額。14款県支出金、2項県補助金で100万8,000円の増額。18款繰越金、1項繰越金で1,472万4,000円の増額。19款諸収入、4項雑入で、525万8,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出2,571万4,000円の増額補正となっております。

続きまして、議案第11号 平成30年度河合町国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,846万3,000円を追加し、予算総額を22億3,246万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。

8ページをお開き願います。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金で、平成29年度の歳入、国庫補助金及び支払い基金交付金の精算に伴う返還金として、1,846万3,000円を増額するものです。

次に、歳入についてご説明をいたします。

7ページをお開き願います。

1款国民健康保険税、1項国民保険税で、3,952万円の減額。

7款繰越金、1項繰越金で、5,798万3,000円を増額となっております。

以上、歳入歳出1,846万3,000円を増額補正となっております。

続いて、議案第12号 平成30年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてでございます。このことにつきましては、歳入歳出予算には増減はなく、歳入歳出予算の財源振替を行うものでございます。

次に、議案第13号 平成30年度河合町下水道事業特別会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算からそれぞれ50万円を減額し、予算総額を7億150万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明をいたします。

8ページをお開き願います。

2款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費50万円の減額につきましては、下水道長寿命化計画事業費不用額を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

6ページをお開き願います。

6款繰越金、1項繰越金で、50万円の減額となっております。

以上、歳入歳出50万円の減額補正となっております。

次に、議案第14号 平成30年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、歳入歳出予算に増減はなく、歳入予算の財源振替を行うものでございます。

続きまして、議案第15号 平成30年度河合町介護保険特別会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ

6,208万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を18億3,908万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。

8ページをお開き願います。

4款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費では、補正額の増減はなく、財源の振替となっております。

次、5款積立金、1項基金積立金5,105万3,000円の増額につきましては、財源調整による介護給付費準備基金積立金の増額となっております。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、1,102万8,000円の増額で、平成29年度の歳入、国庫支出金及び県支出金の精算に伴う償還金の増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料で、837万6,000円の増額。5款支払基金交付金、1項支払基金交付金で36万7,000円の増額。7款繰入金、2項基金繰入金で3,500万円の減額。8款繰越金、1項繰越金で、8,833万8,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出6,208万1,000円の増額補正となっております。

次に、議案第16号 平成30年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算についてでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ130万2,000円を追加し、予算総額を3億6,130万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。

8ページをお開き願います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金では130万2,000円の増額で、平成29年度分に係る被保険者からの納付金を、負担金として広域連合に納付するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。

5款繰越金、1項繰越金で、130万2,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出130万2,000円の増額補正となっております。

次に、議案第17号 河合町議会議員及び河合町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてでございます。

このことにつきましては、公職選挙法第172条の2の規定により、市町村においては任意とされている選挙公報の発行について、国政選挙や都道府県選挙と同様に、立候補者の氏名、経歴、政見等を記載した選挙公報を配布し、有権者が投票しやすい環境を整備することを目的とするものでございます。

内容といたしましては、候補者が選挙公報の掲載を受けようとするときは、選挙期日の告示のあった日に掲載内容を文書で選挙管理委員会に申請しなければならないこと、またその掲載事項については、選挙管理委員会がくじで定めることを規定しております。これは、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正いたします内容は、農業委員及び農地利用最適化推進委員が行う農地利用最適化の推進活動を積極的に推進する目的で、平成28年度に新設された農地利用最適化交付金を、現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な報酬に上乘せして支給するものでございます。この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。

次に、議案第19号 河合町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、河合町税条例等の一部を改正するものでございます。

主な内容をご説明いたします。

まず、1点目は、町民税の改正でございます。第23条、第48条の改正につきましては、法人の町民税において、一定規模以上の法人の申告は、電子申告を義務とする規定を新設するものでございます。第24条、第34条の2、第34条の6、第36条の2、附則第5条の改正につきましては、個人の町民税において、配偶者控除の適用条件が変更され平成31年度から適用となること、また給与所得控除、公的年金等控除の10万円を引き下げるとともに、基礎控除額を同額引き上げる改正等が平成33年度から適用となるものでございます。

2点目は、町たばこ税の改正でございます。第92条、第93条の2、第94条の改正につきましては、加熱式たばこに係る規定を新設することに伴うものでございます。第95条の改正につきましては、町たばこ税の税率を段階的に引き下げるものでございます。

以上が、主な改正内容でございます。

次、議案第20号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正いたします内容は、代替保育にかわる連携施設の確保及び家庭的事業の利用乳幼児に対する食事の提供の特例を定めるものでございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

次に、議案第21号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更についてでございます。

このことにつきましては、奈良県葛城地区清掃事務組合の議会の組織及び経理の支弁の変更に伴い、規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、奈良県知事に許可を申請するに当たり、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、同意第1号 教育委員会教育長の任命についてでございます。

このことにつきましては、このたび、教育委員会委員、竹林信也氏が任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律による改正後の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

まず、住所、大和高田市大字市場402番地1。氏名、竹林信也。生年月日、昭和31年10月29日。

なお、経歴書を添付いたしておりますので、参照していただきたいと存じます。

次、同意第2号 教育委員会委員の任命についてでございます。

このことにつきましては、このたび義田美根子氏が任期満了に伴い、新たに山川裕子氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法の第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町星和台1丁目16番7。氏名、山川裕子。生年月日、昭和52年11月5日。

なお、経歴書を添付いたしておりますので、参照していただきたいと存じます。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

このことにつきましては、このたび堀内春子氏が任期満了となりますので、同氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

住所、河合町大字佐味田1659番地。氏名、堀内春子。生年月日、昭和21年3月2日。

なお、経歴書を添付いたしておりますので、参照していただきたいと存じます。

次に、承認第35号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、それを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました河合町税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたこと及び生産性向上特別措置法が平成30年6月6日に施行されたことに伴う改正でございます。

改正いたします内容は、固定資産税において、中小企業者が労働生産性の向上を見込むものとして認定を受けた先端設備等導入計画に従って取得した機械、工具等に対して課税する固定資産税の課税標準額の3年度分をゼロとするものでございます。この条例は、平成30年7月2日から施行するものでございます。

次に、認定第1号から認定第9号につきましては、平成29年度各会計の歳入歳出決算認定についてでございます。

認定第1号から認定第8号までの一般会計並びに7事業特別会計の歳入歳出決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、また認定第9号 水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、それぞれ監査委員の意見書を付して、議会の認定を求めるものでございます。

配付しております平成29年度主要な施策の成果ごとに説明させていただきます。

主要な施策の成果の13ページをお開き願います。

認定第1号 平成29年度河合町一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

下段の表のとおり、歳入総額67億1,136万3,640円となり、対前年度1億8,853万4,927円の増額、率で2.9%の増となっております。歳出総額につきましては、66億7,191万28円で、対前年度の2億2,625万2,802円の増額、率で3.5%の増となっております。歳出面では、継続事業費で、庁舎耐震化事業や防災行政無線デジタル化事業の実施などで、前年度に比べて3億4,638万7,000円、108.5%の増額。扶助費では、障害自立支援給付費の増加などで、5,466万9,000円、6.5%の増額となっております。

また歳入面では、主要自主財源である町税では、譲渡所得の増加による個人住民税の増額など、町税総額では、前年度に比べて2,964万1,000円、1.4%増額となったものの、地方交

付税では、基準財政収入額の増額により、前年度に比べて7,123万3,000円、3.7%の減額となっており、基金繰入金1億7,000万円で財源確保を図っております。

以上の結果、歳入歳出予算差引額から翌年度への繰り越し財源を除いた実質収支額は、2,472万3,612円の黒字決算となっております。

なお、主要な施策の成果の15ページから85ページまでは、一般会計の主要な施策の成果を記載しておりますので、参照していただきたいと思っております。

次に、主要な施策の成果の87ページをお開き願います。

認定第2号 平成29年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額24億7,081万279円、歳出総額24億1,282万7,365円、実質収支は5,798万2,914円の黒字決算となっております。

86ページ、87ページには、保険税の収納状況、給付状況等を記載しておりますので、参照していただきたいと思っております。

次に、主要な施策の成果91ページをお開き願います。

認定第3号 平成29年度河合町生活資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額ゼロ円、歳出総額459万7,500円、実質収支は459万7,500円の赤字決算となり、翌年度繰り上げ充用金で補填しております。

主要な施策の93ページをお開き願います。

認定第4号 平成29年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額704万1,075円、歳出総額582万6,152円で、差し引き実質収支は、121万4,923円の黒字決算となっております。

次に、主要な施策の成果の95ページをお開き願います。

認定第5号 平成29年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額7億5,377万2,327円、歳出総額7億5,377万2,327円、歳入歳出差引額から翌年度繰り越し財源を差し引いた実質収支は、ゼロ円となっております。主要な事業実績は、96ページ以降に記載しております。

次に、99ページをお開き願います。

認定第6号 平成29年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額210万円、歳出総額ゼロ円、実質収支は210万円の黒字決算となっております。

次に、主要な施策の成果の101ページをお開き願います。

認定第7号 平成29年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

保険事業勘定では、歳入総額17億1,235万118円、歳出総額16億2,401万1,750円、歳入歳出差引額から翌年度繰り越し財源を差し引いた実質収支は、8,833万8,368円となっております。

102ページ以降に、保険料の収納状況、給付状況等を記載しております。

次に、105ページをお開き願います。

認定第8号 平成29年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額3億3,586万4,119円、歳出総額3億3,456万1,719円、差し引き実質収支は、130万2,400円の黒字決算となっております。支出状況につきましては、106ページに記載しております。

次に、認定第9号 平成29年度河合町水道事業会計決算認定についてでございます。

別冊で配付しております平成29年度河合町水道事業会計決算書の1ページ、平成29年度河合町水道事業会計決算報告書をお開き願います。

収益的収入及び支出につきましては、収入総額5億8,912万6,164円、支出総額5億2,234万9,606円、差し引き実質収支は、6,677万6,558円の黒字決算となっております。

次に、決算書3ページをお開き願います。

資本的収入及び支出につきましては、収入総額ゼロ円、支出総額5,439万6,019円、差し引き実質収支は5,439万6,019円の赤字決算となっております。

なお、12ページ以降には、事業報告書、給水人口及び配水量などを記載しておりますので、参照していただきたいと思えます。

次に、本日追加議案として提出いたしました議案第22号につきまして、ご説明をいたします。

議案第22号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議についてでございます。

このことにつきましては、現在大阪府、大阪市、経済界等一体となり、2025年開催の万国博覧会の大阪誘致に取り組まれており、本県においても、国際博覧会の開催は、産業振興に寄与するとともに、県下を誇る歴史文化遺産などを世界の人々に知っていただく契機となる

ことから、県議会において、誘致決議が議決されております。本町におきましても、議長からの依頼もあり、開催の趣旨、効果等を勘案し、誘致成功に向けて努力していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、提出いたされました26案件の説明とさせていただきます。

よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（疋田俊文） 10分間暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時48分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第4、議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方は発言願います。

馬場議員。

○4番（馬場千恵子） まず、1つお聞きしたいのは、施行日なんですけれども、30年4月1日ということで、いずれも今年の4月から適用されているということなんですけれども、本日上程されたということですので、その日程的にどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○地域活性課長（福辻照弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 課長。

○地域活性課長（福辻照弘） この交付金に関しまして、ご説明させていただきます。

農地利用最適化交付金の交付申請につきましては、年度末の3月末に、活動及び成果実績報告を行い、交付決定後の支給となりますので、今回の条例改正に4月1日適用を明記することにより、年度末に遡及して支給することができますので、このような記載となっております。

ます。

なお、荒廃農地活用事業として現在実施しているたんぼの楽耕の技術指導料として、農業委員さんに対して支給予定の報酬費も活動に対する交付金の対象となりますので、この経費に充当することにより、一般会計予算の圧縮にもつながると考えておりますので、このような記載となっております。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第18号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第18号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第5、議案第19号 河合町税条例等の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○2番（大西孝幸） はい。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） この条文の中に、第1条なんですけれども、控除対象配偶者を同一生計配偶者とありますが、この違いを教えてくださいませんか。

○税務課長（浮島龍幸） 議長。

○議長（疋田俊文） はい、課長。

○税務課長（浮島龍幸） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

こちらは、地方税法において配偶者控除の適用要件が変更されたことに伴い、既定の整備を行うものでございます。改正前の名称が「控除対象配偶者」とあったが、今回の改正で、名称を「同一生計配偶者」と「控除対象配偶者」と区分分けされたことによるものです。まず、1点目の同一生計配偶者とは、納税義務者の所得金額が1,000万円を超えて、納税義務者の配偶者であって、合計所得金額が38万円以下の者をいいます。それで、次に、控除対象配偶者とは、先ほどのうちの納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下の者と分類が変更されたことによるものです。それと、従前は、誰もが配偶者控除の適用がありましたが、今回の改正で、同一生計配偶者の方は、先ほどの定義内容外となれば、配偶者控除の対象がとれないということになります。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 河合町において、電子申告をするという企業というか法人は、どれぐらいありますか、教えてください。

○税務課長（浮島龍幸） はい。

○議長（疋田俊文） 課長。

○税務課長（浮島龍幸） こちらの改正ですのやけれども、こちらの改正が、資本金が1億円以上の方が電子申告ということで、河合町で38件の方が1億円を超えています。それで、全体で321件ありまして、約12%が1億円を超えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第19号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 多数であります。

よって、議案第19号 河合町税条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長(疋田俊文) 日程第6、議案第20号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

馬場議員。

○4番(馬場千恵子) この事業について、河合町で、該当するところがあるのか。もし、まだそういった該当する事業所がないのなら、今後、どのような方向性を持っているのか、お聞きしたいと思います。

○福祉部次長(杉本正範) 議長。

○議長(疋田俊文) 次長。

○福祉部次長(杉本正範) 今回の改正に該当する事業所は、町内にはございません。これは、町としては、このような事業所を制定する予定は、今のところ、ございません。

○議長(疋田俊文) 他にございませんか。

(発言する者なし)

○議長(疋田俊文) ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、議案第20号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第20号 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第7、議案第21号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

馬場議員。

○4番（馬場千恵子） この事務組合理約の規定なんですけれども、変更の部分、議員の数を減らすという部分もありますけれども、副議長を削るということですので、副議長のついているところは市の部分だと思うんですけれども、4市の議員さんがなくなるということですよ。それと、分担金の計算の仕方が変わっているんですけれども、よくわからないんですが、今までどういうふうな計算方法で、変えることによってどういうふうになるのかというのを教えてください。

○住民生活部次長（木村光弘） はい。

○議長（疋田俊文） 次長。

○住民生活部次長（木村光弘） 今回の規約の変更でございますが、今議員がおっしゃったとおり、構成団体であります大和高田市、御所市、香芝市、葛城市の4市の議会の副議長の人数を減らすということで、各市1人ですので4名が減りまして、今定数の28名から24名に削減されるところでございます。

それと、あと区分の費用区分負担割合でございますのやけれども、今現在は、組合かつ運営及び維持、補修に関する経費、その総額の10分の1を組合市町村の数で除する均等割と経費の総額の10分の9を組合市町の各市のし尿処理場で除する処理場割で今算定されております。これを、組合運営に関する経費と施設維持管理に関する経費に細分しまして、組合に関する経費については組合市町の数で除する均等割、施設維持管理に関する経費につきましては組合町のし尿処理量で除する処理量割にというような形に変更となりました。これによりことになりまして、当町におきましては、30年度の負担金割の計算で比較しますと、マイ

ナス500万円ぐらいというような形でなってくると思っております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第21号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第21号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎承認第35号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第8、承認第35号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、承認第35号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第35号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）は、承認することに決定しました。

◎議案第10号から議案第17号、議案第22号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第9、議案第10号、日程第10、議案第11号、日程第11、議案第12号、日程第12、議案第13号、日程第13、議案第14号、日程第14、議案第15号、日程第15、議案第16号、日程第16、議案第17号、日程第17、議案第22号の審議方法について、お諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

議案第10号、議案第17号、議案22号を総務常任委員会に付託します。

議案第11号、議案第15号、議案第16号を厚生常任委員会に付託します。

議案第12号、議案第13号、議案第14号を経済建設常任委員会に付託します。

◎認定第1号から認定第9号の委員会付託

○議長（疋田俊文） 日程第18、認定第1号、日程第19、認定第2号、日程第20、認定第3号、日程第21、認定第4号、日程第22、認定第5号、日程第23、認定第6号、日程第24、認定第7号、日程第25、認定第8号、日程第26、認定第9号までの審議方法について、お諮りします。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

報告します。

特別委員会を設置します。委員会の名称は、決算審査特別委員会といたします。

ただいま設置しました委員会の委員数及び委員の選任について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 議長一任の声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時05分

○議長(疋田俊文) 再開します。

委員は5名とします。

委員の選任の結果を報告します。

決算審査特別委員会の委員には、大西孝幸議員、清原和人議員、吉村幸訓議員、森尾和正議員、池原真智子議員、以上の5名とします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時09分

○議長(疋田俊文) 再開します。

互選の結果を報告します。

決算審査特別委員会の委員長には、吉村幸訓議員、同副委員長には、大西孝幸議員が選任されました。

◎マナーアップ基本条例特別委員会委員の選任について

○議長（疋田俊文） 日程第27 マナーアップ基本条例特別委員会委員の選任についてを議題とします。

6月の定例会で可決されましたマナーアップ基本条例の検討及び制定のための特別委員会の設置の委員の選任について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 議長一任の声でございますので、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時11分

○議長（疋田俊文） 再開します。

委員は5名とします。

委員の選任の結果を報告します。

マナーアップ基本条例の検討及び制定のための特別委員会の委員には、大西孝幸議員、清原和人議員、吉村幸訓議員、森尾和正議員、谷本昌弘議員、以上の5名とします。

それでは、委員長、副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時14分

○議長（疋田俊文） 再開します。

互選の結果を報告します。

マナーアップ基本条例の検討及び制定のための特別委員会の委員長には、吉村幸訓議員、同副委員長には、清原和人議員が選任されました。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上をもって、本日の日程は全て議了しました。

本日は、これで散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 吉 村 幸 訓

署 名 議 員 馬 場 千 恵 子